一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町金輪字東芦谷五三三の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年一月二十九日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字花岡字城戸口五六八（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年一月二十九日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市湯出字中村一〇六二の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中村一〇六二の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年一月二十九日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市宝川内字吉花七四八の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字吉花七四八の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年一月二十九日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県葦北郡津奈木町大字千代字小別當一四六四の二、一四六五の二、一四六七の二
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年一月二十九日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市宮里町字西郷二九七二の二六（次の図に示す部分に限る。）、二九七二の三六から二九七二の三九まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年一月二十九日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字建山二四七五の五（次の図に示す部分に限る。）、字打込三九八四の一五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年一月二十九日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道苫前郡苫前町字力昼一六七の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年一月二十九日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道留萌郡小平町字寧楽四七六の一・字鬼鹿富岡二八四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年一月二十九日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島字大谷三二一の三・三二四の三・三二六の三・三二九の四・三三〇の二・三三九・三四〇・三四一の二・三四一の四（以上九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年一月二十九日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県高松市塩江町上西甲字小出川二三一二の八九、二三一二の八八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため